JU 広島オートオークション規則

第1章　　総則

第１条《目的》

この規約は、広島県中古自動車販売商工組合（以下、JU 広島という）が主催する中古自動車のオークションの運営基本事項と関係者の権利義務等について定めることにより、オークションが公正かつ円滑に実施できるようにし、もって、中古自動車流通機構の整備と適正かつ合理的な価格体系を確立し、あわせて消費者の信用を向上させることを目的とする。

第２条《JU 広島運営細則》

この規約は、JU 中販連オートオークション規約及び JU 中四連オートオークション規程に基づき JU 広島が定めたものである。

第３条《参加資格》

JU 広島オートオークションに参加しようとする者は、古物商の許可を得、且つ、次の各号の何れかに該当しなくてはならない。

1.JU 広島オートオークションに参加しようとする者は当商組に正規会員として入会し、又、JU 中販連にメンバー登録を行っている者。

2.JU 広島が特別に参加を認めた者。

3.各県の商組の正会員である者。

第４条《オークションの方法》

JU 広島オートオークションにおける出品、成約等の全ての取引は、ポス＆コンピューターシステムによって処理されるものとし、会員はこのシステムによる全ての結果を遵守しなければならない。

第５条《落札及び落札価格の決定》

落札の決定は落札コールサインが点灯した時とし、その入札価格で入札者と出品者との間で成立したものとする。

第２章　　会員登録

第６条《会員の種類》

JU 広島の会員は正会員、準会員、特別会員（ディーラー・ポス）とする。

第７条《正会員登録》

下記の要件を満たす者で、JU 広島と会員契約を締結した者とする。

1.古物許可証の所有者で、２年以上経過した者。

2.自動車業界における信用が有る者。且つ、経営能力が充分認められる者で、経営経験が２年以上とする。

3.中古自動車販売整備業務の経験が３年以上で自社の展示場を有する者。尚、自社の展示場がなく整備工場のみの場合は、認証工場であること。

4.過去３年間、取引上の問題について他人に迷惑を及ぼすような行為の無かった者。

5.JU 広島の事業に対し、積極的な協力性を有する者。

6.その他、JU 広島が要求する必要書類を提出する事。

第８条《準会員登録》

第７条に準ずる。

第９条《特別会員》

JU 広島が第 7 条に準じ、特別に認めた会員で各号に該当するもの。

1.JU 広島の組合員又は中販連の会員以外の者。

2.県内に本店を置く中古自動車販売事業者。

3.他の都道府県に本店を置く中古事業者であって本店所在地の商組より承認を得た者。

4.特別会員の入会規約は別に規則をもって定める。

第 10 条《登録期間》

1.正会員の登録有効期間は２年間とする。

2.準会員、特別会員の登録有効期間は１年間とする。

第 11 条《登録期間の更新》

1.正会員は JU 中販連メンバー登録を２年毎に更新する。

2.準会員、特別会員は当事者双方の何れからも異議申し立てのない場合には登録契約はさらに１年間更新されるものとし、その後も同様とする。

第 12 条《登録加入金及び登録保証金》

1.JU 広島に入会契約を締結した者は、登録加入金、又は、登録保証金を支払わなければならない。（登録保証金は預託）

2.登録加入金及び登録保証金の金額は別途定める。

3.登録保証金には利息は付さない。

第 13 条《メンバーズカード》

1.JU 広島に入会契約を締結した会員に対しメンバーカードを交付する。

2.会員は JU 広島オートオークションに入場及び参加する場合にはメンバーカードを着用しなければならない。

第 14 条《ポスカード》

1.JU 広島は登録を締結した会員に対しポスカードを交付する。

2.会員は JU 広島オートオークションに参加する場合は、当日に事務局受付けにおいてポス登録をしなければならない。

3.ポスカードの管理責任は会員にあるものとする。当該ポスカードによるトラブル（バイヤー席に不在時落札等）は、当該ポスカードの会員が責任を負うものとする。

第 15 条《メンバーカード及びポスカードの紛失・破損》

1.メンバーカード及びポスカードの紛失・破損、又は盗難にあった場合、再発行料として，金 3,000 円を徴収します。

2.前項によって生ずる一切の責任は、当該会員が負担するものとします。

第３章　　会員の権利義務

第 16 条《会員の権利》

会員は JU 広島オートオークションに車輌を出品し、又はオークションにおいて車輌を落札することが出来る。

第 17 条《会員の権利の制限》

1.JU 広島は、必要に応じて個々の会員の参加、出品、落札、及び落札額を制限できるものとする。

2.会員が車輌代金等の支払いを遅延した場合は、遅延が解消する間はオークションにおいて出品車輌を落札する権利を有しないものとする。

第 18 条《会員の義務》

1.会員は、本規則および、これに付随する諸規則を遵守しなければならない。

2.会員及び連帯保証人は、JU 広島 AA 規約に関する（客観的な）取引事実に基づく情報が、JU 広島の提携する AA 会場に（おける当該 AA 会場が定める期間）登録されること、並びに提携先 AA 会場における取引事実に基づく情報を、JU 広島が利用することに同意する。

第 19 条《禁止行為》

会員は、以下に定める行為をしてはならない。

1.名義貸しによる出品・落札、ポスカードの貸与・ポス端末機の代行操作等の行為。

2.会員以外の者を伴ってオークション会場に入場すること。

3.出品車輌のセリ前後の直接商談。

4.関係者以外の事務局、調整室へのみだりな立ち入り。

5.「出品車」を出品店自らセリ参加する行為。又は、それに類似する行為。

6.JU 広島内での放歌高吟、暴言暴行等の市場秩序を乱す行為。

7.落札車輌及び名義変更書類等に対する、ユーザーへの直接の問い合わせ。

8.その他本規則に違反する行為をなすこと。

第 20 条《罰則》

会員が本規則その他 JU 広島が別に定める規則に違反したときは、JU 広島は当該会員に対してその違反の程度に応じて下記の罰則を課す事が出来る。

1.ペナルティーの支払い。

2.退場。

3.オークションへの参加停止。

4.除名。

第 21 条《登録契約の解除》

会員が下記の１項に該当した場合には、JU 広島は催告をせず登録契約を解除する事ができる。

1.オークション取引上の債務につき支払い義務を怠ったとき。

2.会員が破産、和議、会社更生法の申し立てを受けた時。又は、申し立てした時。

3.会員が、手形、小切手を不渡りとし、その他一般の支払いを停止したとき。

4.本規則及び、JU 広島が定める規則に違反したとき。

5.その他、JU 広島会員として相応しくない行為があったとき。

6.本人から申告があったとき。

7.会員は、前項の登録契約の解除に対して異議の申し立てをしないものとし、解約と同時にオークション参加登録（いわゆるメンバー登録）を抹消する。

第４章　　手数料

第 22 条《手数料》

1.会員が JU 広島オートオークションに車輌を出品し又はオークションにおいて車輌を落札した時は、JU 広島に対して手数料を支払わなければならない。

2.手数料の種類、金額、支払い期日、その他の内容は別に規則をもって定める。

第５章　　出品・落札

第 23 条《出品》

会員は、次条以下に定めるところに従い JU 広島オートオークションに車輌を出品する事が出来る。ただし、JU 広島は必要に応じて出品車輌の台数、車名、年式、型式を制限する事が出来る。

第 24 条《出品店義務》

1.会員は出品に先立ち出品する車輌の検査、点検を行いその品質性能、瑕疵、車歴、仕様等の必要事項を JU 広島に誠実に申告しなければならない。

2.車輌搬入は、JU 広島の指示に従い定めた出品時間を厳守する事。また、所定の出品申込書に必要事項を記入し搬入時に提出する事。

第 25 条《出品車輌基準》

出品車は下記の基準に適合したものでなければならない。但し、JU 広島の許可を得て出品する場合はこの限りでない。

① 一般走行、安全走行が出来る車輌であること。
② 走行可能なバッテリーを積載した車輌であること。
③ 燃料が 10 リットル以上あること。
④ 車輌の室内外が清掃済であること。
⑤ 原則として自社名義の車輌であること。
⑥ スペアタイヤ、ジャッキ、ホイルレンチを具備していること。

第 26 条《基準違反車輌の整備手数料》

出品車輌が前条の基準に反するため JU 広島において整備を行った場合には、出品店は整備に要した実費を負担する他、別に規則をもって定める整備手数料を JU 広島に支払なければならない。但し、JU 広島が基準違反であることを認めて出品した車輌についてはこの限りでない。

第 27 条《出品車輌搬入》

1.出品車輌は、オークション開催日前日の、JU 広島の定めた時間までに搬入しなければならない。

2.当日の出品車輌については、JU 広島の定めた時間までに搬入をしなければならない。

3.出品車輌の搬入は JU 広島の指定する所に駐車すること。

第 28 条《車輌の搬出》

1.車輌の搬出は、車輌代金の支払いが完了した後、JU 広島に対し所定の搬出券を提出して行う。

2.搬出期限

① 落札車はオークション開催日の２日後（通常土曜日中）までに引取るものと致します。それ以降引取りのない車輌は駐車料金（1 日 1 台 1 千円）を徴収いたします。

② 流札車はオークション開催日の２日後(通常土曜日中)までに引取るものと致します。それ以降引取りのない車輌は次回のオークションに再出品するものと致します。

3.搬出車の燃料は搬出店の負担とする。

4.出品店が所定の搬出期限までに車輌を搬出しなかった場合には、当該車輌を再出品したものとみなす。

第 29 条《車輌の登録書類》

1.出品店は成約車輌について登録に必要な書類を、オークション開催日を含め 9 日以内に JU 広島に提出しなければならない。

2.JU 広島は前記登録書類を車輌代金全額領収後、落札店に引渡す。

第 30 条《登録書類遅延の罰則》

1.出品店が登録に必要な書類の全部または一部の引渡しを遅延した場合には、当該出品店は、遅延日数に応じたペナルティーを落札店に支払わなければならない。

2.ペナルティーの額については別に規則をもって定める。

第 31 条《差替手数料》

落札店が落札車輌について引き渡された譲渡書類の全部または一部を紛失し、あるいはその効力を失効させた場合には、差替実費もしくは別に規則をもって定める差替手数料を出品店に支払わなければならない。

第 32 条《落札店の車輌確認義務》

1.会員は、車輌の落札にあたっては充分な下見を行い、更に落札後もクレーム申告期限内に落札車輌と出品申込書または車輌状態票との相違がないことを確認しなければならない。

2.クレーム申告期限については別に規則をもって定める。

第６章　　車輌代金等の決済

第 33 条《落札店の車輌代金等の決済》

1.落札店は、落札車輌の車輌代金、落札手数料、自動車税等をオークション開催日を含め 7 日以内に JU 広島に持参もしくは銀行振込にて支払わなければならない。

2.JU 広島は、必要に応じ落札店に対し事前通告することなく落札車輌の車輌代金精算後搬出を通知することができる。

3.落札車輌の所有権は、落札店が第１項により落札代金を支払ったときに落札店に移転するものとする。

第 34 条《出品店に対する成約車輌代金の支払い》

1.出品店に対する成約車輌代金、自動車税等の支払いは、当該出品店に係る成約車輌全部の移転登録に必要な書類が JU 広島に引渡された日の翌日に JU 広島においておこなう。

2.出品店が、JU 広島に対して手数料、落札車輌代金その他の債務を負担している場合には、成約車輌代金の支払いの際に、当該債務と相殺して決済することが出来る。

第 35 条《名義変更保証料》

軽自動車のナンバープレート付落札車輌１台につき 10,000 円の名義変更保証料を、JU 広島に支払うものとする。

（＊車検切れでナンバー付車輌も含む）

第 36 条《自動車税》

１.落札された車輌の自動車税相当額はオークション開催日の当月までは出品店負担とし、翌月よりの自動車税は落札店負担とする。

２.軽自動車の自動車税については、年 1 回のためオークション開催年度分を出品店が負担するものとする。そのため、3 月開催で翌 4 月名義変更分については、名義変更保証金のうち新年度自動車相当額を出品店に支払い、その残額を落札店に返還するものとする。

第 37 条《車輌代金遅延》

1.代金決済がオークション開催日より 10 日以上遅れたときは、1 日につき１件あたり 1.000 円の延滞金を徴収する。

2.車輌代金がオークション開催日より 14 日以内に決済出来ない場合に JU 広島は JU 中商連へ落札代金遅延者として報告する。

第7章　　契約の解除

第 38 条《契約の解除》

1.落札店は、落札車輌について下記の事由が存することが判明したときは、催告を要せず契約を解除することができる。

①登録書類の全部または一部が所定の期限までに JU 広島に提出されなかったとき

②落札車輌が出品申込書の記載と相違したもので JU 広島が認めたもの

③落札車輌について法的問題が存する為に完全な所有権の移転ができないとき

④落札車輌が災害車、接合車であることが判明したとき

⑤メーター改ざん（交換を含む）車輌であることが判明したとき

⑥その他、落札車輌に重大な欠陥があると JU 広島が認めたとき

2.オークション当日の売買契約の解除（買い間違い、売り間違い）

①オークション当日に限り（当該車輌のセリ終了後 2 時間以内、但し、オークション終了後 1 時間以内）に限り互いに相手方に対してペナルティ 5 万円を支払って当該車輌の売買契約を解除する事ができる。

②商談成約車については原則として売買契約の解除はできません。

第 39 条《契約の解除と JU 広島の責任》

JU 広島は、前条による契約の解除によって当事者に生じる損害につき一切損害賠償の責任を負担しない。

第 40 条《契約解除と手数料の返還》

JU 広島は、契約が解除された場合にも、出品店に対し出品手数料、成約手数料を返還しない。

第 8 章　　紛争の処理

第 41 条《仲裁》

第 38 条の規程による契約解除または代金減額請求について、落札店と出品店との間で協定がつかない場合には、JU 広島が仲裁の裁定を下し決定する。

上記の場合には、当事者は JU 広島の仲裁裁定に無条件でしたがわなければならない。

第 42 条《免責》

1.オークション開催について、やむを得ない事情により、セリが不能となったときは、会員に取引上の損害が生じても、JU 広島は免責されるものとします。

2.天災地変により、会員の商品車に損害を生じた場合も、前項と同様とします。